

[illegible]

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 山田内科医院	長崎県長崎市岩川町3番1号	無床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
無し		

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
無し		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 8月 13日 令和4年度決算の決定
令和 6年 6月 21日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
令和6年度の役員報酬月額の決定
令和 6年 6月 27日 解散及び解散認可申請の決定
清算人選任の決定
残余財産処分の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 山田内科医院
所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号 一 人 0 5 4

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	6,186	I 流 動 負 債	140
II 固 定 資 産	1,668	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	772	負 債 合 計	140
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	896	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	△ 2,286
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	7,714
資 産 合 計	7,854	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,854

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 山田内科医院
所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号 一 人 0 5 4

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	18,685
2 事業費用	39,795
本来業務事業損失	21,110
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	21,110
II 事業外収益	435
III 事業外費用	
経常損失	20,675
IV 特別利益	
V 特別損失	2,055
税引前当期純損失	22,730
法人税等	71
当期純損失	22,801

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 山田内科医院
所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号 一 人 0 5 4

財 産 目 録
(令和 6 年 6 月 30 日 現在)

1. 資 産 額 7,854 千円
2. 負 債 額 140 千円
3. 純 資 産 額 7,714 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,186
B 固 定 資 産	1,668
C 資 産 合 計 (A + B)	7,854
D 負 債 合 計	140
E 純 資 産 (C - D)	7,714

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 山田内科医院
理事長 山 田 佑 子 殿

私は、医療法人社団 山田内科医院の令和 5 会計年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 8 月 13 日
医療法人社団 山田内科医院

監事 堤 健治

